

循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、
臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領

国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師及び臨床工学技士の研修実施要領

1. 目 的

わが国の循環器病対策の一環として、循環器病診療に従事する医師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士に対し、高度の専門的知識及び技術を修得させ、専門職員の技術・知識の向上を図ることを目的とする。

2. 対 象 者

(1) 医 師

循環器病診療に従事する者で、医師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(2) 看 護 師

循環器病診療に従事する者で、看護師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(3) 診療放射線技師

循環器病診療に従事する者で、診療放射線技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(4) 臨床検査技師

循環器病診療に従事する者で、臨床検査技師の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

(5) 臨床工学技士

循環器病診療に従事する者で、臨床工学技士の資格取得後2年以上の実務経験を有し、研修実施施設が別に定める受講対象者の要件を備え、所属施設長又は研修実施施設長が推薦する者

3. 研修実施施設

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

〒565-8565 大阪府吹田市藤白台5丁目7-1

電話〔06〕(6833)5012 内2210

4. 研修定員・研修内容

職種別の研修定員、研修課程、研修内容は別紙（1）において別に定めるものとする。

5. 研修実施期間

研修実施期間については、別紙（2）において別に定めるものとする。

6. 研修応募について

平成30年1月19日（金）までに下記の書類を添えて、国立研究開発法人国立循環器病研究センター研究医療課医療係あてに御提出ください。

記

- ① 別紙受講者調書
- ② 所属施設長の推薦理由書(施設長印のあるもの)
- ③ 履歴書(写真貼付のこと)
- ④ 研修を希望する理由書(具体的に)

7. 受講者の選定及び通知

各所属施設長より推薦された者の中から当センターにおいて受講者を決定し、各所属施設長を通じて受講者に通知する。

8. 経 費

受講料は循環器病従事者研修料金表に定めるものとする。

なお、受講地への旅費、滞在費等は受講者側の負担とする。

9. 宿泊施設

原則として、斡旋しない。（但し、希望者は受講決定後、研修実施施設へ別途相談すること。）

10. その他

(1) 携帯するもの

白衣、筆記用具、印鑑

フィルムバッジ（医師、診療放射線技師のみ）、その他研修実施に必要なもの

(2) 研修期間中の受講者に対する一切の責任は、所属施設長が負うものとする。